

別表第2（第12条の6関係）

（平18規則12・全改、令2規則59・一部改正）

第1 おり型施設等の特定飼養施設の基準

1 形態，規模等は，次の表に定める要件を満たすものであること。

綱	区分	形態	その他の構造										出入口の戸又はふた			
			床面積	高さ	規格								その他	内戸	外戸	ふた
					鉄筋		帯鉄	金網		その他						
					直径等	間隔		厚さ	間隔		直径	網目				
					高さ1m未満の部分	高さ1m以上の部分										
哺乳綱	第1区分	金網付き鉄おり	10m ²	3m以上	13mm以上	8cm以下	5mm以上	50cm以下	1m以下	2.6m以上	4cm以下のひし形金網（床上1.5mの部分まで）	床は，コンクリート造りであること。	内開き戸， 上げ戸又は引き戸であること。	外開き戸， 上げ戸又は引き戸であること。	—	
	第2区分		7m ²	3m以上	13mm以上	5cm以下	5mm以上	50cm以下	1m以下	2.6m以上	ひし形金網（床上1.5mの部分まで）				—	
	第3区分		9m ²	3m以上	19mm以上	5cm以下	5mm以上	50cm以下	1m以下	2.6m以上	ひし形金網（床上1.5mの部分まで）				—	
	第4区分	鉄おり	5m ²	3m以上	12mm以上	5cm以下	5mm以上	50cm以下	1m以下	必要に応じ，ひし形金網が装着されていること。					—	
		金網おり	5m ²	3m以上	—	—	—	—	—	5mm以上	5φ5cm以下の溶接金網				—	
	第8区分	鉄おり	25m ²	3m以上	22mm以上	5cm以下	5mm以上	50cm以下	1m以下	—	—				—	
	第9区分	金網付き鉄おり	6m ²	3m以上	12mm以上	5cm以下	5mm以上	50cm以下	50cm以下	4mm以上	3cm以下のひし形金網（床上1.5mの部分まで）				—	

この表に定める床面積+この表に定める床面積×{(特定動物の数-1)×1/2}

3 この表に定める特定飼養施設の材料については、当該材料と同等以上の強度、耐久性等を有すると認められる他の材料をもって代えることができる。

4 この表の異なる2つの区分に属する特定動物が交雑することにより生じた動物の特定飼養施設については、この表に掲げる順序に従い、その異なる2つの区分のうち先に掲げられた区分に応じた基準を適用する。

第2 擁壁式施設等（擁壁式、空堀式又はさく式）の特定飼養施設の基準

1 擁壁式施設（さく式）の特定飼養施設の形態、規模等は、次の表に定める要件を満たすものであること。

網	区分	形態	その他の構造												
			床面積	高さ	規格							出入口の戸又はふた			
					鉄筋		帯鉄		金網		その他	内戸	外戸	ふた	
					直径等	間隔	厚さ	間隔		直径					網目
高さ1m未満の部分	高さ1m以上の部分														
哺乳網	第5区分		9m ²	3m以上	19mm以上	5cm以下	—	—	—	—	—	床は、コンクリート造りであること。	上げ戸又は引き戸であること。	上げ戸又は引き戸であること。	—
	第6区分	鉄さく	42m ²	4m以上	H鋼14cm以上	45cm以下	—	—	—	—	—				
	第7区分			6m以上	22mm以上	5cm以下	—	—	—	—	—				
鳥網	第10区分	金網付き鉄さく	12m ²	3m以上	12mm以上	5cm以下	5mm以上	50cm以下	50cm以下	必要に応じ、ひし形金網が装着されていること。		—	—	—	—

(1) 特定動物が脱出するおそれのない方法で給餌並びに汚水及び汚物の処理をすることができる構造であること。

(2) 換気孔が設けられている場合には、特定動物が脱出することができない構造であること。

(3) 寝室が設けられている場合には、のぞき窓を有する等寝室の内部を外部から確認することができる構造であること。

(4) 幼児等がくぐり抜け、又は乗り越えることができない構造の人止めさくが適当な位置に設けられている等人の安全を確保する上で相当と認められる方策が講じられていること。

備考

1 この表に定める床面積は、最低の数値を示すものであること。

2 2頭以上飼養し、又は保管する場合の特定飼養施設の床面積は、次の算式によって算出した面積を超えるものであること。

$$\text{この表に定める床面積} + \text{この表に定める床面積} \times \{ (\text{特定動物の数} - 1) \times 1 / 2 \}$$

3 この表に定める特定飼養施設の材料については、当該材料と同等以上の強度、耐久性等を有すると認められる他の材料をもって代えることができる。

4 この表の異なる2つの区分に属する特定動物が交雑することにより生じた動物の特定飼養施設については、この表に掲げる順序に従い、その異なる2つの区分のうち先に掲げられた区分に応じた基準を適用する。

2 擁壁式施設（擁壁式又は空堀式）の特定飼養施設の形態、規模等は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 特定動物の種類、数及び習性に応じ適正な規模を有すること。
- (2) サファリ型の特定飼養施設にあっては、適当な広さを有する動物舎が設けられていること。
- (3) 床（サファリ型の特定飼養施設にあっては、動物舎の床）及び空堀の底は、不浸透質材料で造られ、適当な傾斜と排水設備が設けられていること。
- (4) 特定動物が脱出するおそれのない方法で給餌並びに汚水及び汚物の処理をすることができる構造であること。
- (5) 出入口（サファリ型の特定飼養施設にあっては、動物舎の出入口を含む。）は、二重構造であり、すべての戸には強固な施錠設備が2以上特定動物が触れることができない位置に設けられていること。
- (6) サファリ型の特定飼養施設にあっては、監視塔その他の特定動物を監視することができる設備が適当な場所に設けられていること。
- (7) 空堀の周囲には、人の転落を防止することができる構造の人止めさくが設けられていること。
- (8) 幼児等がくぐり抜け、又は乗り越えることができない構造の人止めさくが適当な位置に設けられていること（サファリ型の特定飼養施設を除く。）。
- (9) サファリ型の特定飼養施設にあっては、観覧者の安全を確保する上で相当と認められる方策が講じられていること。

備考 この基準は、第1区分から第10区分までに属する特定動物の特定飼養施設に適用する。

第3 移動用施設（場所を移動して行う興行の用に供する特定動物の特定飼養施設に限る。）の特定飼養施設の基準

1 形態、規模等は、次の表に定める要件を満たすものであること。

綱	区分	形態	規模	その他の構造					出入口の戸又はふた	
				規模						
				鉄筋 間隔	鉄板 厚さ	木板		金網		その他
						厚さ	材質			
哺乳綱	第1区分及び第2区分	鉄おり又は	特定動物の種類、数及び習性に	8 cm	3 mm	2 cm以	硬質のもの	鉄筋を用いた面には、必要に応じ、ひし形網（直径2.6mm以上、網目4 cm以下の	床は、鉄板であること。	上げ戸であること。
	以下			以上	上					
	第3区分			8 cm	3 mm	2 cm以				

分	木	じ適正	以下	以上	上	の)が装着されて	
第4区分	木	おりの	5 cm	2 mm	1.5cm	鉄筋を用いた面	
第5区分から第7区分まで	木	おりの	—	—	2.5cm以上	—	1 床は、滑り止めの構造であること。 2 四隅、上部及び側面は、金属性筋かい又は金属性支柱で補強されていること。 3 小割板の間隔は、2.5cm以下であること。
第8区分	鉄	おりの	5 cm	3 mm	2 cm以上	鉄筋を用いた面	床は、鉄板
第9区分	鉄	おりの	5 cm	2 mm	1.5cm	又は、ひし形金網が	であること。
鳥網 第10区分及び第11区分	木	おりの	5 cm	2 mm	1.5cm	装着されていること。	
爬虫網 第12区分	前	面	—	0.5mm	2 cm以上	—	ガラスは、強化ガラス
第13区分及び第14区分	ラ	スの	—	0.3mm	5 mm以上	—	であること。
	鉄	又は					木
							上げ戸、開き戸又はふたであること。 開き戸又はふたであること。

		の箱							
--	--	----	--	--	--	--	--	--	--

- 2 特定動物が脱出するおそれのない方法で給餌並びに汚水及び汚物の処理をすることができる構造であること。
- 3 出入口の戸又はふたには、強固な施錠設備が2以上特定動物が触れることができない位置に設けられていること。
- 4 幼児等がくぐり抜け、又は乗り越えることができない構造の人止めさくが適当な位置に設けられている等人の安全を確保する上で相当と認められる方策が講じられていること。

備考

- 1 この表に定める特定飼養施設の材料については、当該材料と同等以上の強度、耐久性等を有すると認められる他の材料をもって代えることができる。
- 2 この表の異なる2つの区分に属する特定動物が交雑することにより生じた動物の特定飼養施設については、この表に掲げる順序に従い、その異なる2つの区分のうち先に掲げられた区分に応じた基準を適用する。

第4 水槽型施設等の特定飼養施設の基準

形態、規模等は、次の表に定める要件を満たすものであること。

綱	区分	形態	床面積	高さ	その他	出入口の戸又はふた
爬虫	第12区分	ガラス槽	体長の1.5×体長の1倍	1m以上	ガラスは、強化ガラスであること。	ふたを有すること。
	第13区分		1m ²	1m以上		

備考

- 1 この表に定める床面積は、最低の数値を示すものであること。
- 2 2匹以上飼養し、又は保管する場合の特定飼養施設の床面積は、次の算式によって算出した面積を超えるものであること。ただし、特定動物の習性等により支障がないと認められる場合は、この限りでない。
この表に定める床面積＋この表に定める床面積×{(特定動物の数－1)×1/2}
- 3 この表に定める特定飼養施設の材料については、当該材料と同等以上の強度、耐久性等を有すると認められる他の材料をもって代えることができる。
- 4 この表の異なる2つの区分に属する特定動物が交雑することにより生じた動物の特定飼養施設については、この表に掲げる順序に従い、その異なる2つの区分のうち先に掲げられた区分に応じた基準を適用する。